

平成 20 年

第 9 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

自 平成20年 8 月19日 (火) 開 会

至 平成20年 8 月20日 (水) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第9回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 8月19日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	9
会期を定めることについて	9
議案審議	10
議長の辞職について	15
議長の選挙	16
副議長の選挙	18
宮原地区ほ場整備工事における不正支出に係る説明	20
会期の延長について	33
○ 8月20日（議事日程第2号）	35
宮原地区ほ場整備工事における不正支出に係る説明	37

宮古島市告示第79号

平成20年第9回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成20年8月12日

宮古島市長 伊志嶺 亮

- 1 期 日 平成20年8月19日（火）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）西辺中学校屋内運動場改築工事（建築）請負契約について
 - （2）専決処分の承認を求めることについて（平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第3号））
 - （3）専決処分の承認を求めることについて（平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第4号））

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第78号	西辺中学校屋内運動場改築工事（建築）請負 契約について	市 長	平成20年 8月19日	平成20年 8月19日	原案可決
報告 第11号	専決処分の承認を求めることについて（平成 20年度宮古島市一般会計補正予算（第3 号））	”	”	”	承 認
報告 第12号	専決処分の承認を求めることについて（平成 20年度宮古島市一般会計補正予算（第4 号））	”	”	”	”
	議長の辞職について		”	”	許 可
	議長の選挙		”	”	当選者 下地 智
	副議長の選挙		”	”	当選者 嘉手納学
	会期の延長について		”	”	可 決
	宮原地区ほ場整備工事における不正支出に係 る説明	市長申し出	市長の説明の後、19日から20日 までの2日間に渡り、質疑が行 われた。		

開会日（8月19日）に応招した議員

下地	智君	嘉手納	学君
仲間	明典	新城	啓世
池間	健榮	上地	博通
新里	聰	平良	隆
佐久本	洋介	亀濱	玲子
砂川	明寛	上里	樹
棚原	芳樹	與那覇	夕ズ子
前川	尚誼	豊見山	恵栄
與那嶺	誓雄	富永	元順
山里	雅彦	富浜	浩
池間	豊	下地	秀一
宮城	英文	下地	明
眞榮城	徳彦	池間	雅昭

平成 20 年

第 9 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

8 月 19 日 (火) 初 日

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成20年第9回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成20年8月19日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
" 第 2 会期を定めることについて
" 第 3 議案第78号 西辺中学校屋内運動場改築工事(建築)請負契約について (市長提出)
" 第 4 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)) (")
" 第 5 " 第12号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)) (")
" 第 6 議長の辞職について

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
" 第 2 会期を定めることについて
" 第 3 議案第78号 西辺中学校屋内運動場改築工事(建築)請負契約について (市長提出)
" 第 4 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)) (")
" 第 5 " 第12号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)) (")
" 第 6 議長の辞職について
追加日程 議長の選挙
" 副議長の選挙
" 宮原地区ほ場整備工事における不正支出に係る説明 (市長申し出)
" 会期の延長について

平成20年第9回宮古島市議会臨時会会期日程計画表（案）

平成20年8月19日（火）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
8月19日	火	本会議	会議録署名議員の指名について 会期を定めることについて 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期=1日

平成20年第9回宮古島市議会臨時会会期日程計画表（変更）

平成20年8月19日（火）

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
8月19日	火	本会議	会議録署名議員の指名について 会期を定めることについて 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	
8月20日	水	本会議	質疑	

会期=2日

平成20年第9回宮古島市議会臨時会会議録

平成20年8月19日

(開会=午前10時40分)

◎出席議員(26名)

(延会=午後6時10分)

議長(22番)	下地 智君	議員(13番)	宮城 英文君
副議長(15〃)	嘉手納 学〃	〃(14〃)	眞榮城 徳彦〃
		〃(16〃)	新城 啓世〃
議員(2〃)	仲間 明典〃	〃(17〃)	上地 博通〃
〃(3〃)	池間 健榮〃	〃(18〃)	平良 隆〃
〃(4〃)	新里 聰〃	〃(19〃)	亀濱 玲子〃
		〃(20〃)	上里 樹〃
〃(6〃)	佐久本 洋介〃	〃(21〃)	與那覇 夕ズ子〃
〃(7〃)	砂川 明寛〃	〃(23〃)	豊見山 恵栄〃
〃(8〃)	棚原 芳樹〃	〃(24〃)	富永 元順〃
〃(9〃)	前川 尚誼〃	〃(25〃)	富浜 浩〃
〃(10〃)	與那嶺 誓雄〃	〃(26〃)	下地 秀一〃
〃(11〃)	山里 雅彦〃	〃(27〃)	下地 明〃
〃(12〃)	池間 豊〃	〃(28〃)	池間 雅昭〃

◎欠席議員(1名)

議員(1番) 友利 恵一君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮君	教育長	下地 恵吉君
副市長	下地 学〃	教育部長	長濱 光雄〃
総務部長	宮川 耕次〃	生涯学習部長	饒平名 建次〃
企画政策部長	久貝 智子〃	総務課長	伊良部 平師〃
福祉保健部長	譜久村 基嗣〃	財政課長	石原 智男〃
経済部長	上地 廣敏〃	企画調整課長	下地 信男〃
建設部長	宮國 泰男〃	教育施設課長	川満 好信〃
伊良部総合支所長	垣花 恵〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	喜屋武 重三君	議事 係	仲間 清人君
次 長	荷川取 辰美〃	庶務 係 長	友利 毅彦〃
補佐兼議事係長	前里 安男〃		

◎副議長（下地 智君）

ただいまから平成20年第9回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時40分）

議長が療養のため出席されておりませんので、地方自治法第106条の規定に基づき、私副議長が議長の職務を行います。

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（喜屋武重三君）

副議長の命によりまして、諸般の報告をいたします。

去った平成20年7月10日、群馬県草津市において、平成20年度ハンセン病療養所所在市町村連絡協議会総会が開催され、下地智副議長が出席いたしました。

次に、去った平成20年8月2日及び3日の両日、東京都世田谷区馬事公苑において、第31回世田谷区民まつりが開催され、下地智副議長が参加いたしました。

次に、去った平成20年8月7日、石垣市において、第136回沖縄県市議会議長会定期総会が開催され、下地智副議長が出席いたしました。総会では、予算、決算のほか、8件の議案等がそれぞれ可決されました。

次に、平成20年8月12日付をもって伊志嶺亮宮古島市長より、平成20年第9回宮古島市議会臨時会の招集告示の通知並びに今期臨時会に付議すべき議案書の送付がありました。

次に、平成20年8月13日付で友利恵一議長から議長辞職願が下地智副議長に提出されました。

次に、平成20年8月18日午前10時から、平良庁舎6階会議室において議会運営委員会が開催され、会期及び議長辞職の件について諮問した結果、会期については本日8月19日の1日、議長辞職の件については3件の提出議案後の日程とするのが適当であると決しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎副議長（下地 智君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において佐久本洋介君と豊見山恵栄君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日8月19日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日8月19日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第77号、西辺中学校屋内運動場改築工事（建設）請負契約について、日程第4、報告第11号、専決……

（議員の声あり）

◎副議長（下地 智君）

先程「議案第77号」と言いましたけども、「議案第78号」に訂正いたします。ご了解をお願いいたします。

日程第4、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第3号））、日程第5、報告第12号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第4号））の3件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平成20年第9回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、議決議案1件、報告2件の合計3件であります。

最初に、議決議案についてご説明申し上げます。

議案第78号、西辺中学校屋内運動場改築工事（建築）請負契約について。宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするので、本案を提出します。

次に、報告についてご説明申し上げます。

報告第11号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第3号））。農林水産業費については、長期間降雨に恵まれず、宮古島市各地域において基幹作物であるサトウキビへの干ばつ被害が深刻であり、干ばつ被害対策としてトラックによるかん水作業に係る費用の農家負担額軽減のため補助金を計上し、干ばつ対策を早急に実施する必要がある。教育費については、構造判定による基礎、はりの規模の増加と建築資材の高騰により事業費が増加し、既予算計上額では事業費が不足している。年度内の事業完了のために早急に予算計上を行い、事業着手を図る必要がある。同補正予算について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告します。

報告第12号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第4号））。原油価格高騰のあおりを受け、3漁協において自助努力も限界を超え、出漁の断念、休漁しなければならぬ極めて深刻な事態となっていることから、代替措置として漁業者の出漁意欲の向上を図ることを目的として氷代の一部助成を行う必要がある。同補正予算について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告します。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

◎副議長（下地 智君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎砂川明寛君

議案78号に対してですね、ご質問をしたいと思います。

これは、西辺中学校の屋内運動場の件でありますけども、これについてはですね、もちろん工事というのはもう緊急を要するというのでやっていいというふうに思いますけども、工事入札のあり方についてですね、これは前も親子で受注すると、共同企業体で受注するという、これ2億1,000万円ですけどもね、その件についてですね、質問したいと思いますけども、この大米建設と南西建設ですね、これは私は同じ、親子じゃなくても子会社、親会社というふうな状況にあると思うんですけども、こういった今非常に厳しい、業者としてね、みんな仕事をもらいたいという業者がたくさんおると思うんですけども、こういった子会社、親会社というふうにJVを組む、このあり方についてですね、何かやっぱり疑問を持つわけです。この辺についてですね、説明をもう一度お願いしたいなと思っています。やっぱり前も親子で発注した仕事を全部とるということで否決した覚えがありますけども、この辺についてですね、ご説明をお願いしたいと思います。

◎教育施設課長（川満好信君）

教育施設課の川満と申します。

ただいまの件でございますけども、大米建設さん、それから南西建設さんでございますが、全く別々の会社という認識をしてございますので、法的には問題はないんじゃないかという、そういう認識をしてございます。

◎砂川明寛君

ただいま説明を受けたんですけども、同一じゃないと。全く別と。じゃですね、前伊良部で伊良部の業者がそういうふうに親子でやっているのも全く別でしたよね。否決されました。今でもですね、こういう前のあれでも否決された場合にはやっぱり認めて、当局は認めてですよ、これではいかんと、またこういうふうにやってはいかんとというふうに当局は言ったと思うんですけども、これについてどうお考えですか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時54分）

再開いたします。

（再開＝午前10時54分）

◎副市長（下地 学君）

担当課長から答弁があったとおり、全く別々の法人格を持った会社であるということが1点と、もう一つは前回の伊良部リサイクルセンターの問題については法的な問題はないというふうな見解でしたけど、市民感情として余り好ましくないんじゃないかということで、いわゆる入札した業者たちからもやり直してもいいんじゃないかということがありましたので、このときには再入札に付した経緯があります。

◎砂川明寛君

法的に問題がない、市民感情からしてよくないというふうに言いましたよね、副市長。これはだれが見てもですね、市民から見た場合ですよ、そういうふうな考えしか浮かびませんよ。市民感情としてですよ、

1つの大米建設さんだけ発注すると、とるということになりませんか。これ市民感情ですよ。今市民感情がどうのと言いましたよね。これは、市民感情として当たり前のことじゃないですか。これだれが考えてもですね、全体の今の市民の皆さんが見ている状況ではですね、これは親子じゃなくても系列会社と私は思うんですけど、副市長、いかがですか。指名にですね、同業者としてやっぱり別の業者を入れてJV組ますべきだと、その意味で言っているんですよ。いかがですか。

◎副市長（下地 学君）

JVについては、入札時点でこれ自由に、いわゆるA群とB群の業者が一応話し合いのもとで、業者間で自主的にこれはなされていることで、指名委員会でごことこ組みなさいという指摘はしておりません。

（「じゃ、休憩してください」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時56分）

再開いたします。

（再開＝午前11時03分）

◎平良 隆君

私も、この議案第78号と報告第12号について質問をしたいと思います。

議案第78号について、先程担当課長、また副市長からご答弁がありましたけれども、やはり今回のですね、この入札というのは、若干多くの市民から疑問を感じるんじゃないかと思っています。これJVの組み方について、非常に疑問を感じているんじゃないかと思うんです。なぜかといいますと、この南西建設というのはですね、100%これは大米建設の出資という話を聞いております。そういう関係からいけばですね、これはもう非常に多くの市民がですね、疑問を感じるわけでございまして、これ非常に市民感情として好ましくないと私思います。去年の8月だったですかね、伊良部リサイクルセンターで法的には問題ないと。当然法的に問題ないと私も思っています。しかし、市民感情として好ましくないということを当然市長もおっしゃっているし、また副市長もおっしゃっているし、この関係でもやはりこれ市民感情に好ましくないという条件じゃないかなと私は思っています。そういうような中におきましてですね、今回からはこういうのがちゃんと建設工事指名業者選定委員会です、ちゃんとチェックしてそういうことがないように指導しますとおっしゃっていたじゃないですか。しかし、今の答弁は、法的に問題がないから問題ないというの、はっきり言っておかしいんじゃないですか。何で大米建設さんと南西建設さん関係ないということはないでしょうか。南西建設さん大米建設さんの100%出資じゃないですか。それは関係ないですか。その点についてもう一度ですね、説明を、弁解を求めたいなと思っています。

それと、報告第12号についてでございますけども、これは当然今回の補正の理由というのは、原油価格の高騰によって、その支援策として氷代に900万円の補正が上がっています。宮古には漁業協同組合が3つあります。この配分、配分についての説明を求めたいと思います、この900万円の配分についてですね。

◎副市長（下地 学君）

先程も答弁したとおり、大米建設と南西建設は全く別の法人格を持った企業であって、その出資のことについては私どもは把握していませんので、その辺についてはこっちで100%出資だなんだのということ

は答弁できませんので、差し控えたいと思います。

◎経済部長（上地廣敏君）

900万円の3漁協の配分ということでありますけれども、これは配分はいたしません。3漁協に加盟している組合員が漁のために出漁するその際に買った氷代金の2分の1を助成するということでもあります。

◎平良 隆君

副市長にですね、もう一度お伺いしたいんですけども、去年の8月、伊良部リサイクルセンターでもですね、当然親子でもこれは法人格を有していると、これは何も関係ない、問題ないと、そういうことをおっしゃってありましたよね。しかし、そういう親会社、子会社という関係だから、市民感情として好ましくないということで、こういう入札、JVを組むときには、これからは建設工事指名業者選定委員会で審査して十分やっていきましょうということをおっしゃったんじゃないですか。あれはどういうことですか、あれおっしゃった言葉というのは。1年前と今では、全然答弁違うじゃないですか、これは。南西建設さんというのは、大米建設さんが100%出資している会社らしいですよ、これ。これ何十年も前からそういう親会社、子会社の関係。知っていますよ、みんな。それぐらい調べてやはり指名はしないといかんじゃないですか、これは。JVを組むときにも、やはりこういうのはだめだということをやっぱりして、あなたは見てこのJVを組み直すということをやりたいと言ったじゃないですか。今の答弁おかしいんじゃないですか。1年前の答弁と今の答弁、余りに違い過ぎますよ。1年前だって当然法人格です。当然これは建設業法には問題ないと答弁しておりました。しかし、市民感情として好ましくないからこういうことしないよということ言っていたんじゃないですか。答弁してたんじゃないですか、それは。あの答弁どうなったんですか、あれは。やはり議会でこういう答弁なされた場合、その教訓を生かしてね、今後の行政運営に生かすのが行政の役割じゃないですか。そういうことを言いますと、そういうこと言うしさ。おかしいんじゃないですか。もう一度答弁お願いします。

◎副市長（下地 学君）

建設工事指名業者選定委員会には、それぞれの企業のいわゆる登録した企業について資格審査をして、これは該当するんだというような形で指名しております。ところが、議員が指摘するように、建設工事指名業者選定委員会でJVについてこっちで審査する立場ではないので、入札現場に行ってこれは業者間で組み合わせはしていることで、そのことについては建設工事指名業者選定委員会は関知しておりません。

◎平良 隆君

副市長、ちょっとおかしいですよ。1年前の議事録見てくださいよ。ちゃんとこれからは検討して、そういう組み方になったら指導していきたいということおっしゃっていたんじゃないですか。なぜ今こういう答弁になるんですか、これは。

（議員の声あり）

◎副議長（下地 智君）

7番議員、ご静粛に。

◎平良 隆君

だから、南西建設さんと大米建設さんは、親会社、子会社という関係はみんな知っているんですよ、十何年前から。多分知っていると思いますよ、みんな大体の人が。そういう解釈していたらね、改めてこ

れ調査するのが普通だよなと私思うんですよ。ただ、1年前はああいう答弁して、また今こういう答弁すると。余りにも議会をばかにしているような答弁だと私は思っていますよ、これは。何にも関係ないと言いましたね。100%出資したらしいですよ。何が関係ないですか、大米建設さんは何も。もう一度ですね、こういうJVの組み方に対して、今は建設工事指名業者選定委員会がそれを審査するあれないと。だれがじゃ、これじゃ、これは親子でもJV組んだから余り好ましくないと、やはり市民感情としては好ましくないという答弁なされていたんではないですか。これもじゃそういう形で指名がされてくるんですか。それを検討して考えるお考えないのかですね、もう一度お聞きして質問終わります。

◎副市長（下地 学君）

これからのですね、建設工事指名業者選定委員会、そして入札等についてはですね、配慮するように業者には指導をしております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時14分）

再開いたします。

（再開＝午前11時14分）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

これをもちまして質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本日の会議において即決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第78号、西辺中学校屋内運動場改築工事（建築）請負契約についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎副議長（下地 智君）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第3号））に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより報告第11号を採決いたします。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第11号は承認されました。

次に、日程第5、報告第12号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第4号））に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより報告第12号を採決いたします。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第12号は承認されました。

次に、日程第6、議長の辞職についてを議題といたします。

まず、辞職願いを事務局長に朗読させます。

◎事務局長（喜屋武重三君）

私から議長より提出されました辞職願いを朗読させていただきます。

平成20年8月13日、宮古島市議会副議長、下地智殿。宮古島市議会議長、友利恵一。

辞職願い。今般、一身上の都合により、議長を辞職したいから、許可されるようお願いいたします。

◎副議長（下地 智君）

朗読は終わりました

お諮りいたします。友利恵一君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、友利恵一君の議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、友利恵一君から議長辞任のあいさつ文が届いております。

事務局にそのあいさつ文の朗読をさせます。

◎事務局長（喜屋武重三君）

朗読いたします。

議長辞任にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

宮古島市が誕生して間もない平成17年11月25日、市議会初議会におきまして、議員各位の温かいご支援とご推挙をいただき、市議会議長の要職に就かせていただきました。

以来、微力ではありますが、民主市政の確立と円滑な市議会運営に、ひたすら精進して参りましたが、健康上の問題とは申せ、任期途中での辞任であり、私自身不本意でございますが、何よりも皆様のご期待に十分添い得なかった事を、誠に申し訳なく存じております。

2年9カ月の職務におきまして、議員各位、市民の皆様、市当局をはじめとする関係者各位から温かいご援助を賜り、今日まで職責を果たせ得ましたことにつきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

なお、今後とも、議員の一員として市民の福祉向上のため、一段の努力を致したいと存じておりますので、相変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。辞任の挨拶と致します。誠にありがとうございました。

平成20年8月19日、友利恵一。

◎副議長（下地 智君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

追加日程、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

（「投票」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

投票という声がありますので、選挙の方法は単記無記名投票の方法により行ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

はい、そう決しました。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時22分）

再開いたします。

(再開＝午前11時23分)

午後の会議は、2時から再開いたします。

休憩いたします。

(休憩＝午前11時23分)

再開します。

(再開＝午後2時07分)

この際、議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎副議長(下地 智君)

ただいまの出席議員は26名であります。

これより投票用紙を職員に配付させます。

(投票用紙配付)

◎副議長(下地 智君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(下地 智君)

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

◎副議長(下地 智君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

(点呼により投票)

◎副議長(下地 智君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(下地 智君)

投票漏れなしと認めます。

よって、これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎副議長(下地 智君)

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐久本洋介君と豊見山恵栄君の両名を指名いたします。
それでは、ご両名の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

◎副議長（下地 智君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票で、これは先程の出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票は23票となっております。無効投票は3票となっております。有効投票中、下地智議員12票、富浜浩議員11票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、私が議長に当選いたしました。

本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をするとともに、当選の承諾及びごあいさつをいたします。

◎議長（下地 智君）

皆様のご推挙によりまして、合併後2代目の議長として当選することができまして、心より皆さんに感謝申し上げます。今回の議長選、前議長の本当に私心中複雑な思いがいたします。途中でですね、こうして議長を交代するという事は、非常に無念の思いであったと存じます。前議長が話していますように、市政の民主化、そして議会のスムーズな運営を継続して頑張っていきたいと、そういうふうを考えておりますので、皆さんにおかれましてはご理解とご協力をよろしく願いまして、残りわずかではありますけども、議長の職責を全うしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

しばらく休憩いたします。

(休憩＝午後2時21分)

再開いたします。

(再開＝午後3時10分)

私の議長就任に伴い、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、この際副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

追加日程、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票、指名選挙のいずれの方法にいたしますか。

(「投票」の声あり)

◎議長（下地 智君）

投票の声がありますので、選挙の方法は単記無記名投票の方法により行います。

この際、議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎議長(下地 智君)

ただいまの出席議員は26名であります。

これより投票用紙を職員に配付させます。

(投票用紙配付)

◎議長(下地 智君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(下地 智君)

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

◎議長(下地 智君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(点呼により投票)

◎議長(下地 智君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(下地 智君)

投票漏れなしと認めます。

よって、これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長(下地 智君)

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐久本洋介君と豊見山恵栄君の両名を指名いたします。

それでは、両名の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

◎議長(下地 智君)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票で、これは先程の出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票は25票となっております。無効投票は1票となっております。有効投票中、嘉手納学議員11票、下地秀一議員8票、與那覇タズ子議員6票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、嘉手納学君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました嘉手納学君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

嘉手納学君に当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

◎副議長（嘉手納 学君）

ただいま副議長に推挙されました嘉手納であります。正直な話、思いもよらない、びっくりしておりますけど、また新しい議長と、そして議会議員の皆様とともに議会運営を、宮古島の発展につなげるよう一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎議長（下地 智君）

この際、市長から宮原地区ほ場整備工事における不正支出に係る説明の申し出があります。

お諮りいたします。市長の申し出について日程を追加し、説明を求めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

それでは、市長に説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

今日午前中は提出議案をご承認いただきまして、ありがとうございます。宮原地区のほ場整備工事に係る不正行為について、コメントを申し述べます。

マスコミで報道されてもおりますが、宮原地区ほ場整備工事に関して不正行為をしていたことが明らかになりました。議員各位を初め、市民の皆様にも深くおわび申し上げます。また、国、県並びに関係機関に対しても、多大なご迷惑をおかけしました。まことに申しわけありませんでした。今回の不祥事は、私にとって残念のきわみの一言に尽きます。事務ミスが続く役所の体質を何とか改善するため、職員研修による職員の資質向上や全職場での業務マニュアルの策定など互いの課題を徹底議論し、問題解決を図っていくという全庁体制での組織改善に全力を尽くしてまいりました。しかし、またしても不祥事が起きてしまいました。それも単なる事務ミスで許されるものではありません。担当部からの報告を受け、即刻副市長に調査委員会を立ち上げて不正行為の真相を究明するよう指示しました。調査委員会の報告を受けてから懲戒分限審査委員会に諮り、関係職員を厳正に対処いたします。また、県への一連の報告をした上でその後の対応等については改めて報告してまいりたいと考えております。

◎議長（下地 智君）

これで説明は終わりました。

ただいまの市長の説明に関し質疑があれば発言を許します。

◎池間健榮君

文書を配付させてくださいよ。謝罪文を。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後3時24分)

再開いたします。

(再開＝午後3時27分)

◎下地 明君

市長のコメントに対して質問を申し上げたいと思います。

今見たばかりですので、ちょっと時間がかかりますが。これを見る限り、「全庁体制での組織改善に全力を尽くしてまいりました。しかし、またしても不祥事が起きてしまいました」というふうなことで、簡単なあれで説明を、コメントをされておりますが、市長、このコメントに対するもちろん質問になるわけでありまして、しかし関連してですね、この問題の発端はどこから出てきたのかどうかですね、新聞等で見たら農家にこの使用料を徴収しに来たので、それからわかったとかいうふうなこと等もありますけれども、問題はですね、この工事代金も支払われたということは、もう申し上げるまでもなく、そこには担当1人だけじゃなくて、検査員もいるだろうし、またお金の支払いの場合においてはちゃんと市長名で印鑑を押さんと支払いもできないと思うんですよ。そういったことで、工事もしないで県に対して虚偽の報告で工事して、もう済んだと、もう検査員もちゃんと印鑑押してちゃんと金支払いまでいったと。これは、担当職員に対していろいろお聞きしていると思いますけれども、もちろんコンサルタントもマスコミで見る限り、新聞で見て初めて知ったとかというふうな状況でありますけれども、これは本当にこれにあるとおり、単純な事務ミスだけではなくて、本当にもう前代未聞のこれはもう事件なんですよ。市長としては、これまで再三いろんなことが起きるたびに、おわび申し上げます、二度とこのようなことが起きないように職員にちゃんと指示して、検証してまいりたいというふうなことでこれまでもおっしゃってきておりますが、この今の問題に関してはですね、市長、これ市長にとっては相当なる責任の所在が求められると思いますけど、市長はどのようにお考えですか、まずお聞きしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

一職員が起こしたことから始まりました今回の事件です。私としては、監督責任は十分にあると考えております。ですから、これからしっかり調査をして、この責任の度合いがどの程度かしっかり自分で判断をしていきたいと考えております。

◎下地 明君

今の市長の答弁では、一職員のミスだというふうにはっきり申し上げておりますが、職員はもちろん確かにミスをやったのは事実であるとは思いますが、そこには上司もいっぱいいるんですよ。部下が仕事をやってくるのを、書類でも何でもいい。これを上司は見て指摘して、間違っているなら間違っていると指摘しながら指導もする。この後に訂正すべきのがあったら訂正して印鑑も押してと、自分の印鑑も押印するというふうなことになっていくわけでありまして、これは職員、新聞では39歳の職員ともう年齢まではっきりと発表されておりますけど、これはこの職員よりもむしろ上司の皆さんが一番責任があると思うんですよ、この件に関しては。だから、私はですね、市長、これはもうどこのだれが見ても、聞かされても、工事もしないで工事代金支払った。去年ですかね、国頭村で工事途中のものを、終わってないにもかかわらず終わったというふうなことで、そういうふうな虚偽の書類提出で大きな問題となっておりますけども、あの問題は同情に値すると言えば値する。この問題は、全くもって企業が施工されていない

のに工事代金を払ったと。これはもう恥ずかしいというよりも、市民にとっても我々議会にとっても許せない問題だと思うんですよ。ただ、市長はいつも後できちんとそれらの責任を、何らかの責任ととおっしゃっております、今もこれまでの責任のとり方の、これまで申し上げたとおりの答弁になっておりますけども、私はですね、この問題に関してだけは、この39歳の職員よりもこの上、上、上、トップ、もう相当な責任があると思うんですよ。市長、どう思いますかね。工事をしないで工事代金払った。午前中の指名業者ののとは全然違いますけども、余りにも不可解な面が多々あるわけでありますので、市長はですね、この問題に関してはまだ調査段階であるというふうなことでまだはっきりと申し上げないとおっしゃっておりますが、私は今の段階でもですね、市長は本当に申しわけないのこの言葉だけじゃなくて、もっと踏み込んだですね、責任の所在をお願いしたいと。もう一度答弁お願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

一職員の職務上の不手際から生まれた事件ではありますけれども、これにその上司がどの程度かかわっているのか、そういうあたりを今調査をしております。その調査の結果で、どこら辺まではだれが責任を持つのかということこれから調べてまいりたいと思っております。私については、きっちりと対応してまいります。

◎下地 明君

もう今宮古の新聞が毎日この件で報道されておまして、市民の間からは我々議員に対しても、この問題はどうするんだと、本当にこれでいいのかというふうなことで毎日のように聞かされております。市長ですね、私は本当にこの担当職員、私は正直言って職員も知らないというのは議員として大変許されない立場でありますけども、旧平良市なのか、どこであっても宮古島の職員であるのは間違いないです。その上は課長かどうか全くわかりません。わかりませんが、私はこういった業務に対してはですね、当然金銭面に対しても、例えば支払い、金銭面がオーバーしても、とった人からとれるけども、オーバーした人が責任持つのが当たり前なんです。だから、市長は例の上野の事業においても、自分の懐から出さないで一応は市のお金を出したわけですよ。僕はああいったですね、いいかげんなあれは許されないと思うんです。当然ですね、こういうふうな責任を部下がやったなら、その担当だった部長あたりはね、当然責任持っているわけですよ、部長も。部長も、もちろん担当課長も。この担当であった職員はもちろんでありますけども、これでもなお私は上司あたりが責任持って市民に明らかに態度示すべきだと、私はこのように思うんです。こうしないと、今の伊志嶺市長の行政のやり方ではいいかげんじゃないかと、市長、言われているんですよ。伊志嶺市長は非常に心もいい、本当に優しい市長だと言われておりますので、それで4回も市長になっておりますが、しかし行政というのはですね、優しさだけじゃだめですよ。はじめをつけないと。私はそう思うんですよ、市長。そういうことで、今度のことに対してだけはきちんとした責任を、市長はこれまでの責任と軽い責任では私はないと思いますので、市長、ぜひともですね、市長はもちろんですけれども、部課長当然だと思います。何らかの責任をこの調査後にですね、とってもら、そのように私は市長にそれこそ再三申し上げたいと思います。市長にですね、同じ答弁じゃなくて、もう一度責任はどの時点でどういうふうな方法でとりたいと、そのぐらい腹持っていると思うんですね。答弁を求めたいと思うんです。

◎市長（伊志嶺 亮君）

市長としての責任は、やはりこういう不祥事がまた再び起きないように努めることが私の務めだと思っております。ですから、今日も部長を集めて、もう本当に悔しい思いで訓示をしました。きっちりと職員には仕事に取り組むようにということを申し渡しました。私自身の責任については、調査が終わった段階できっちり責任をとります。

（「議長、休憩お願いしますよ」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時39分）

再開いたします。

（再開＝午後 3 時43分）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時43分）

再開いたします。

（再開＝午後 4 時42分）

◎池間健榮君

市長、副市長、特に副市長の場合は宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の委員長でありますから、このコメントも踏まえてですね、ちょっとお伺いをしたいと思います。

今回の件はですね、まず宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会というのは、当然それは職員の分限にかかわる問題等も含めての調査だと思います。片方で、これは調査した結果は、当然これは犯罪行為を命ずるですね、職務命令等の問題もあります。これは、今調査しているだけで虚偽公文書作成罪及び同行使、補助金適正化法違反に当たって、これは刑事事件であります。こういうことを踏まえますとですね、これは非常に宮古島市にとって大きな問題であります。他の自治体を見ますとですね、全額返還にも補助金はなっているんです。補助事業の全額ですよ。そういうことであれば、平成15年度に基本設計及び事業採択時を踏まえて、今問題となっております測量コンサルタントの実施設計はですね、成果品は納品されていることは確認されているのか、市長も副市長もですね。新聞報道だけ読みますと、測量コンサルタント会社の平成15年度に発注した実施設計がないということから、このことは現在の調査段階ではどのようになっているのか、まずこの点を1点目にお伺いします。

次にですね、じゃ平成16年度に約3,000万円のほ場整備のみを工事発注してありますけども、これは実施設計もないままの状態であれば、何をもとにしてこの3,000万円のほ場整備の積算根拠はあったのか。これはだれがやったのか。同じく今回の平成17年度は公民館工事でありますから、平成18年度の4,400万円のいわゆる今回受注した施工業者、この積算根拠はどこにあるのか。そして、随契で3,800万円畑かん工事を1回目の変更契約でやってありますけれども、このことを市長、副市長決裁されていると思うんですけども、それは事実なのかどうなのか。

3点目に、3回目にもた変更契約をして工期を8月まで延ばしたときに市長決裁、これも当然市長決裁してあると思うんですが、その点について承知をしているのか。

まず、この3点について、市長、副市長をお願いします。

◎副市長（下地 学君）

この事業は、平成15年からスタートしております。議員が指摘している3点についてですね、8月の14日に宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会を設置して、そして当時の担当課の職員6名を14日には召喚して、今議員が指摘しているような部分等について真相究明のための聞き取り調査をしております。さらに、15日にも同じように6名の関係者を委員会に召喚して、調査をしております。今調査の段階ですので、議員がおっしゃっているような部分について具体的なコメントはできませんので、後日きちっと整理してお答えしたいと思います。

（「市長はわからないんですか、じゃあ。決裁したことをわからないんですか。変更契約が2回されているけど、それを承知してないかといっているわけ」の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

現在、その件について調査をしている最中です。

◎池間健榮君

調査は終わっているんですね、自分の場合は。調査は終わっているんです。これはですね、虚偽公文書作成罪及び同行使で告発の準備をしているわけですから、当然資料は後で議長がおっしゃるように各議員に配付するということですのでね、懲戒分限審査委員会はそれは独自で懲戒処分はしてくださいよ。しかし、これは刑事事件ですから、その責任は重大なんですね、市長、副市長の場合は。一職員がミスをしたというその程度で、一職員がどうのこうのって先程もコメントしていらっしゃいますけれども、市長は。わからぬ、存ぜぬじゃないんです。

それでは、財政課にもお伺いしますけれども、平成19年の5月30日に県に対して虚偽の完了届、実績届を県に報告してあります。当然これは施工業者が工事を完了し、成果品の確認を担当課が受領して、財政課の担当の係が検査したんじゃないですか。担当職員は、自分で検査をするんですか。この仕事をしないで請求書が出せますか。まずこの成果品の書類検査、現場検査はだれが行ったか、この点についても宮古島市はどうなっているのか、旧平良市時代からどうなっているのか、その2点について再度お尋ねをします。

◎副市長（下地 学君）

今議員から指摘があったとおり、公文書偽造等に相当するかどうかというようなこと等を含めてですね、今そういった部分を調査していますので、この関係職員から聞き取りしたのをきちっと整理してですね、整合性があるかどうかですね、こういうのもまだ聞き取りしている段階ですので、整理してから資料なり、あるいは答弁なりしたいと思います。

（「いやいや、どうなっているか聞いているんですよ」
の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後4時51分)

再開いたします。

(再開＝午後4時52分)

◎副市長（下地 学君）

今、健榮議員が指摘しているように、この検査調書、さらには県への竣工届等通常なら担当職員がやるけど、これがどこでどういうふうにしたかという真相を究明するための今調査をしていますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後4時53分)

再開いたします。

(再開＝午後4時54分)

◎総務部長（宮川耕次君）

検査につきましては検査係というのがありまして、旧平良市時代は都市計画課に置いておりました。ちょっといつからかはっきりしませんが、やはり検査についてはその都市計画課以外がいいんじゃないかという行革の議論もありまして、財政課に一応置いております。検査につきましては、係を置いてやっております。ですから、担当課の現場監督ですか、管理、現場監督とともにですね、現場に赴いて調査しているという状況でございます。

(議員の声あり)

◎総務部長（宮川耕次君）

通常検査係に届いてくるのは、500万円以上の工事についてやっております。

(「訂正」の声あり)

◎議長（下地 智君）

訂正。はい、どうぞ。

◎総務部長（宮川耕次君）

ちょっと申しわけありません。道路建設課に置いてありました。以上、訂正します。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後4時55分)

再開いたします。

(再開＝午後4時56分)

◎池間健榮君

いわゆるその検査はですね、書類検査は財政課でやってあります。現場の検査もですね、財政課の検査係、担当職員、嘱託業務の設計コンサルタントの方、4人で現場の調査をしてあります。その上で県に対

して完成図書を、そして現場検査もすべてこの4人がやった上で県に対して、平成19年5月31日で県に完成報告をし、実績報告も出されているんですよ。なぜそれが一職員でできるんですか。これについてもう一度お願いします。

それとですね、財政課にお聞きをしますけれども、平成19年5月30日に当然これは検査をして県に完了報告書を提出してあります。1年間、約1年、今年の3月ですよ。金を支払ってあります。そして、去年の、平成19年の3月は1,500万円余の繰り越しを議会で認めさせ、県に対して平成19年5月31日までの予定期間延長承認申請書を出して、その上で完了届は県に出しているんですよ、実績報告。しかし、2年続けての繰り越しは議会も認めんだろうし、県も認めないから、財政課のほうでこの担当職員に対してですね、皆様方でもう一度検査調書を作成してくださいと、財政課のほうがその職員に指示をしてもう一度検査調書を作成し、仕事もやっていない業者の請求書をさらに請求して、それで今年の3月31日に業者に全額仕事もしていないのに支払っているという、そういうことだと調査をしてあるんですけども、これは何も調査委員会を開く必要もなく、我々議会は捜査機関ではありませんから、速やかに刑事事件として告発されねばなりませんのでね、今の事実がわからないんだったらわからない、調査をするんだったらこれから調査をする、これについて再度市長、副市長、財政課長、答弁をお願いします。3名答弁をお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会で調査中ですので、その調査の結果を見てみたいと思っています。

◎副市長（下地 学君）

マスコミ等で報道されているように、虚偽の疑いがあるということで、担当、いわゆる工事にかかわる係、そして検査にかかわる検査員、さらには財政課、この3者をですね、今調査して、どこにこういうのが生じたかということを知明するために今調査しているところですので、しばらく時間をくださいと答弁しているのはそのことであります。

◎総務部長（宮川耕次君）

この件につきましては、これから詳しく調査してまいりたいと、このように考えております。

（「議長、休憩願います」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時01分）

再開いたします。

（再開＝午後5時02分）

◎新城啓世君

下地明議員の質問、そしてまたただいまの池間健榮議員の質問と前後するし、重複する部分もあると思いますけども、あえてこの市長のですね、コメントにつきまして、二、三再確認の意味でお伺いしたいと思います。

マスコミで報道されていますことですが、マスコミ報道というのは断片的なことしかわかりません

ので、あえてお聞きしますけども、このコメントの中に「不正行為をしていたことが明らかになりました」とあります。この不正行為というのは何を意味するのか。

そして、もう一つは、「国、県並びに関係機関に対しても、多大なご迷惑をおかけしました」とあります。どういった迷惑をかけたのか、この2点についてご説明をお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

不正行為というのは、工事が完了していないのに工事が完了したと、こういうことを県に提出したということが不正行為に当たると思います。

また、迷惑をかけたということは、県と宮古島市との信頼関係の上でこういう工事は行われますけども、県に対しても、あるいは国に対してもその信頼関係を裏切ったということは、大変申しわけなく思っています。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時04分）

再開いたします。

（再開＝午後5時05分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

その不正行為の内容について、今調査をしているところであります。

◎新城啓世君

結局不正行為をしていたことがというふうなことをコメントされるには、その根拠が必要だと思うんですね。単なる工事もしないのにこの請求をやったとか、何報告ですか、実績報告をしたということじゃなくして、いわゆる補助金適正化に関する法律に抵触するというような談話も出しておられますよね、新聞報道通しまして。これについてをお伺いしたいわけですよ。つまり補助金の正式な名称は、特に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触するという新聞報道ですけども、これについての見解ですか、これを聞かせていただきたいと思えますし、もう一つはこの行為を単なる事務ミス、不手際としてとらえられるのか、あるいは故意にやったととらえられているのかですね、これちょっと言いにくいかもしれませんが、単なる事務ミスなのか、不手際なのかということについてもですね、見解をお示しいただきたいと思えます。

それともう一つは、先程から調査、調査と話をされておりますけれども、いつまでにこの調査結果を出されるのか。

もう一つ疑問に思うことは、一連の作業、事務作業というのは、当然これ市長決裁までなされているわけですから、副市長も決裁されたわけですから、いわゆる当事者であるはずなんですね。当事者が当事者を調査するという形になりますけれども、それでまともな調査ができるかどうかという疑問があります。それについてのご見解もお聞かせいただきたいと思えます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

県や国の補助金の適正な使い方をするようにという期待に宮古島市がこたえられなかったということ

は、大変遺憾だと思っております。また、私が決裁をしております。その決裁の責任の度合いがどの程度なのか、それも調査をいたしたいと考えております。

◎議長（下地 智君）

市長、故意かどうか……。

◎市長（伊志嶺 亮君）

これは故意ではなくて、明らかな事務ミスではないということを考えております。

◎副市長（下地 学君）

調査については早急に結論を出して、きちっと市民の前で明らかにするように努力したいと思います。いつまでかということなのですが、今週じゅうをめどにして調査をまとめたいと考えております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 5 時08分）

再開いたします。

（再開＝午後 5 時09分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

事務の流れによって押印をしました。しかし、このことと調査ができないということは別問題だと思います。

◎新城啓世君

先程の答弁で、故意でもない、事務ミスでもないとは、これは何ですか。つまり不手際な事務行為でもない、ミスでもない。しかし、故意にやったとも思えない。じゃ、これはどういうふうな形でこの事務作業行われたわけですか。どのようにとらえておられますか。

◎市長（伊志嶺 亮君）

これは、補助金返還等にもかかわることですので、単なる事務ミスでは片づけられないということでございます。

◎眞榮城徳彦君

宮原地区は場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会が開かれておりますけども、そのメンバーを教えてください。何名で構成して、どういった人たちがその調査委員会のメンバーになっているのか、ちゃんと教えてください。

それとですね、休憩して資料提出を池間健榮議員が求めたはずなんですけども、何一つ出ておりませんけどもね、当然当局はこの臨時会で、この事件発生以来、この臨時会で緊急動議があり、質疑があるということ踏まえて臨んでおられると思うんですけども、何の準備もされていない。当然我々から、議員から出る質問に対して答える体制ができていない。これ一体どういうことなんですか。調査の段階、調査の段階と言いながら、池間健榮議員とかほかの議員が言っているようにですね、マスコミ報道以外にも我々調べようと思えばある程度調べられるんですよ。言いたくないから調査中というコメントなのか。

私も面倒くさいですから、金額のことだけ教えてください。この事業のですね、最初からの流れですね。

まず最初の請負金額は幾らだったのか。今現在のですよ。平成15年のことじゃなくて、この今問題になっている業者との請負金額はそもそも幾らだったのか。それとですね、その前払いに幾ら払ったのか。できれば日付も教えてください。それから、変更契約をやっていますね。これ増額ですね。この増額の契約が幾らだったのか。これ随契になっています。当然随契には縛りがあるってですね、30%以上は随契してはならないという規定があると思うんですけども、なぜ大幅に増額をしているにもかかわらずこの随契にしたのか。できた根拠は何なのか。それと、部分払いがあると思います。これは、何年何月の何日に幾ら払ってあるのか。それと、最初にマスコミ報道に出ました完成払いですね、最後の残金、これかん排に関するもんだと言っておりますけども、これは金額出ていますから言いますけど、1,513万2,200円。これは、平成20年の3月31日ですね、支払いは。これに伴う支払決議書、あるいは起案文書、こういったものはもう既にお手元にあると思うんですけども、なぜ我々にも見せてくれないんですか。その辺から教えてくださいませんか。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後5時14分)

再開いたします。

(再開=午後5時14分)

◎副市長(下地 学君)

宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会のメンバーなんですが、メンバーは6名で、この6名については市長から直接特命して、早急に立ち上げるようにという市長の指示を受けております。私と、それから宮川総務部長、そして地域戦略局長、平良支所長、そして財政関係ということで会計課長、以上6名です。

(「会計課長」の声あり)

◎副市長(下地 学君)

課長。

(「副市長、総務部長、地域戦略局長、平良支所長、会計課長、もう一人」の声あり)

◎副市長(下地 学君)

失礼しました。経済部長、6名です。

◎眞榮城徳彦君

数字は答えられませんか。もう一つですね、いやいや、今私質問していますから。

この宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会のメンバーの中にですね、我々議会から告発を受けた方が入っています。これ通念上も倫理上も問題じゃないんですか。

それと、私聞きたいのはですね、調査委員会というものは常に一つのところに集まって、各担当者、各関係者を呼んで、そこで資料も提出させて、そこで質疑応答して真実を明らかにしていくという作業ですよ。それを調査委員会を離れて、各担当を回って聞き取り調査をやったりしてもいいんですか。そうい

った権限を与えられている人いますか。調査委員会を離れてですよ。そういうのを副市長が命じたんですか。聞き取り調査やってこいと、調査してこいと、外部に行つて。担当と思われる関係者に、全部各支所にいるはずですから、その人のところに行つて聞き取り調査してこいという指示を出したことはありますか。なぜ、委員会離れて現にそういった方々がもしないとすれば、そういった調査はできるんですか。

それとですね、もう一度答えてくださいね。議会から告発を受けている人がこういった調査委員会のメンバーに選ばれていいんですか。

それと、最初の数字なんですけども、随契が同じ業者と2回行われていますね。まず、別発注しなければならない状況だったにもかかわらず、特に1回の変更契約の場合の随契増額ですね。そして、部分払い、増額したときの今池間健榮議員からも指摘ありました3,870万円、これ随契できるんですか。特別な理由があって許される場合があるんですか。それで、最後の1,513万円も、これも随契ですよ。なぜこのような随契、随契で来て同じ業者と、支払いをどうしても平成20年の3月31日、つまり平成19年度の年度末に決裁しなければならないから焦つてやったと思われるんですけども、だから支払決議書も見せてくださいよ。だれが決裁したんですか。だれだれが。数字は出せるか出せないかをまず、私はこれ数字に間違いあったら困りますから、当時で幾ら支払われているのか、この業者に。何回に分けて支払ったのか、その根拠となることも示しながら支払われた金額と年月日を教えてくださいよ。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、工事が発注されたのはですね、平成18年の12月の25日であります。金額が4,480万3,500円。その後平成19年の2月の23日に第1回の変更契約がされております。金額が3,870万7,200円であります。工事発注時の金額とこの変更契約の金額合計いたしますと、8,351万700円ということになります。まず、前金払いとして、平成19年3月の13日に1,792万1,000円が払われております。部分払いとしましてですね、平成19年の5月の29日に5,045万7,500円が支払いがされていると。今年の3月31日をもって残金の1,513万2,200円が支払いがされたということになります。

それから、なぜ随契がされたのかということでもありますけれども、議員が指摘しておりますようにですね、元請金額の30%を超えて金額の変更、契約してはならない、基本的にはならないということで、特殊な事情がある場合は認められるということもありますけれども、今回の件についてはそれには該当しないのではないのかというふうに思っております、したがつてこの3,870万7,200円の金額が変更契約によつて随契にされたというのは、ちょっと余りにも金額が大き過ぎるということになるというふうに思っております。

◎副市長（下地 学君）

委員が調査委員会を離れて調査していいかという質問1点なんですが、このことについては14、15日に関係者を召喚していろいろ調査した結果、どうしてもこれを整理する必要があるということで、この資料等がある場所、いわゆる経済部に行つていたほうが効率的な調査ができるということで場所が経済部に移つたということと、その調査についてはこれは調査委員会です、この委員、この委員にお願いしようという確認をして調査しております。

あと1点は、議会から告発されているのに何で委員かという質問なんですが、このことについては、これいろいろ議会としては特別委員会を立ち上げて、そしてそれに基づいていろいろ疑義があるということ

で告発していると思います。しかし、現在公務に従事している一つの管理職であります。そういうことで委員として指名したものと理解しております。

◎眞榮城徳彦君

別に個人攻撃をしているわけじゃないんでね、私は社会通念上、あるいは倫理上、あるいは道義上ね、議会が告発をしている。議会の告発も重みがあると思うんですよ、私は。その方が調査委員会のメンバーとなって調査していると。別件だからいいでしょうという人もいるかもしれないですけども、私は倫理上、あるいは道義上少し問題があるなと思うから質問をしているわけです。それと公平な、たとえ委員が全幅の信頼を置けるメンバーがそろっているにしても、一人一人が調査委員会を離れてですよ、調査をするということの意味はですね、同じ公務員同士、あるいは同じ職場仲間同士意識である場合は、つじつま合わせとか、そういったものやるおそれがないとも限らないじゃないですか。調査委員会というのは、みんなが公平な立場で出てきた資料をもとに、あるいは出てきた答えをもとに、それを分析をして判断する場じゃないですか。そんな一人一人が歩いて回って、幾ら向こうが、上の人がこう言うから行って資料を集めてくるとかということが調査委員会のやり方として適当ですか。資料を集めているメンバーの名前も公表してください。そうやって出張調査みたいな形をしているメンバーがだれとだれなのか、これも教えてください。

それともう一つですね。経済部長、正直にお答えくださいましたけどもね、随契はだれが決めるんですか。これは、経済部長が決めるんですか。それと、もしくはもっと上のほうから随契にしなさいという指示があったりするんですか。その8,300万円のうちですね、この1,500万円と3,800万円、五千四、五百万円、これ随契じゃないですか、全部。変更契約をしましたよね、増額をして。県に理由書を上げますよね。この理由書見せてくださいよ。県に上げた理由書、あるはずですよ。だれがこの金の支払いの流れをね、お金の流れをだれが指示したんですか。担当者1人で決めたんですか。みんな知っていながら印鑑押したんでしょ。違うんですか。これは適切ではないと、いわゆる不適切だと思いながら印鑑を押した人もいるんじゃないですか。普通なら考えられないでしょう。今経済部長もおっしゃったように、3,870万円の随契、金額大き過ぎますよ。だれかがとめるでしょう、普通は別発注しなさいとか。なぜそれすんなり通るんですか、上まで。この金額8,300万円というお金がすべて同一業者に流れた。別発注するケースもあったにもかかわらず、それをしないで随契で全部押し通したと。そして、最後平成20年3月31日に支払いを完了しなければならないから、残りの1,500万円を虚偽公文書偽造をやって財政課へ流して、財政課はそれを会計課に流して、会計課から支払いしたんでしょ。全く組織ぐるみじゃないですか、金の流れは。これね、今経済部長は、現経済部長は来たばかりだから、このときの担当じゃないんですからしょうがない。申しわけないんですけどもね、どう見たってこの前払いの1,792万円いいとしても、この部分払いの5,045万円、これと最後の1,500万円、マスコミ報道されているように何にも工事が完了されていなくて、ただつじつま合わせのためにお金を支払っておくと。あとは文書を偽造して県に報告するというやり方ですけどね、最初にお金支払っておくと、とりあえず年度内に。そうしなければおかしくなるからと、こういった指示は、こういったやり方は1人の担当者でできるんですか。だれかが指示して、だれかグループでそうしようという謀議があったからこういうことが通るんじゃないんですか。経済部長、あなたの感覚で答えてもらえますか。経済部長、さっき言った県に上げた理由書ありますか。ないですか。

それと、一番肝心なお金の支払決議書、これのデータだけでも今出せないですか。3回ですよ、3回。1,792万円と5,045万7,000円と、それから最後の1,513万円、出してくださいよ。8,300万円のこれ合計ですから。トータル8,300万円ですから。そして、かん排事業だけじゃなくて、ほ場整備そのものも完全に終わっていないんでしょう、あの現場。終わっていないですよ。それと、かん排事業、かん排事業と言うけど、1,500万円でかん排事業に関する全部の工事が完了するわけないです、この金額で。全く手をつけていない金額は幾らですか。教えてください。手がつけられていない部分の金額出ているはずですよ。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後5時30分)

再開いたします。

(再開=午後5時42分)

◎池間雅昭君

今、平成18年度の工事の資料がね、手元に届いておりますけども、これ今の話では資料を議員に配って、その後どうするということですか。終わりですか、資料を配付して。やはりこの問題は早急に片をつけるべき大きな問題だと思うんですね。市民はですね、知っているんですよ。何で仕事もやらんのに金払うんですかと。そして、何の仕事もやっていない業者が金を請求するんですかと言うんですよ。これが社会通念上非常におかしな話ですよ。ですから、各議員に資料を配付ということじゃなくて、資料を配付した後臨時会でも何でもまた開くというふうな形でなければおかしいと思うんですよ。あるいは、会期を延長してやるという方法もあると思うんですけども、これは議会の判断によると思うんですけどもね、問題は資料をとって、はい、わかりました、終わりですか、議会は。私は、おかしいと思うんです。池間健榮議員もおっしゃるように、行政側が調査をして職員をね、懲戒分限審査委員会にかけようが、どうぞかけられて下さい。我々議会は、今はっきりしていることは、補助金適正化法に触れると、これは刑法に触れるんですよ。5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金というふうになっているんですけども、こういう刑事罰に値するようなものを我々議会が知った以上は、黙認をできないということでありまして。やはりきっちりと議会で早目にですね、今、健榮議員からも眞榮城議員からも資料の請求ありました。これらの資料をきちっと出して、議会でしかるべく私は措置をですね、とるべきだと思います。はっきり申し上げます。私はですね、議会の議決をもって議会で告発をすべきだというふうに思っています。ですからね、これらの皆さんの行政側の調査はいいでしょう。どうぞおやりください。ただ、議会が求めている資料はきっちりと出していただいて、それを我々精査をしてですね、議会で考えますよ。議長ですね、いかがですか。ぜひそういうふうな方向で会期延長もよろしい、あるいはまた今日でもあすでもね、現時点ではできませんから、私はできれば会期延長をしてでもこの問題は決着をつけるべきだと。これ議会議員の、宮古島市議会の責務としてですね、はっきりと速やかに決着をつけるべきだというふうに思っております。そういうふうに思っておりますが、資料はいつまで出せます。いつまで出せる、資料。資料は、いつ配付してもらえますか。

◎経済部長(上地廣敏君)

あした10時までにはできると思います。

◎池間雅昭君

私はそれではですね、あした10時までできるということですから、やはりこの際この臨時議会会期延長をしてですね、しっかりと取り組んでもらいたいというふうに思います、議長。これは議長への、議員の皆さんへの提案でありますけども。それを受けて、資料をじっくりと検討した上でですね、どういう刑事罰で告発をできるかどうかというふうなことも含めてですね、この議会として検討すべきだというふうに思っておりますけども、そのように議長、お取り計らいをお願いしたいというふうに思います。それ会期延長するかどうかというふうなことを諮ってくださいということですよ。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後5時48分)

再開いたします。

(再開=午後6時09分)

お諮りいたします。この際、会期の延長について本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより追加日程、会期の延長についてを議題とし、お諮りいたします。今臨時会は、その会期について本日の1日と決していましたが、諸般の事情によりこれを1日延長し、8月20日までといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

本日の日程は、これにて延会いたします。

(延会=午後6時10分)

平成 20 年

第 9 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

8 月 20 日 (水) 最終日

(質 疑)

平成20年第9回宮古島市議会臨時会議事日程第2号

平成20年8月20日(水) 午前10時開議

日程第 1 宮原地区ほ場整備工事における不正支出に係る説明 (市長申し出)

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成20年第9回宮古島市議会臨時会会議録

平成20年8月20日

(開議=午前10時00分)

(閉会=午後5時55分)

◎出席議員(26名)

議長(22番)	下地 智君	議員(13番)	宮城 英文君
副議長(15〃)	嘉手納 学〃	〃(14〃)	眞榮城 徳彦〃
		〃(16〃)	新城 啓世〃
議員(2〃)	仲間 明典〃	〃(17〃)	上地 博通〃
〃(3〃)	池間 健榮〃	〃(18〃)	平良 隆〃
〃(4〃)	新里 聰〃	〃(19〃)	亀濱 玲子〃
		〃(20〃)	上里 樹〃
〃(6〃)	佐久本 洋介〃	〃(21〃)	與那覇 夕ズ子〃
〃(7〃)	砂川 明寛〃	〃(23〃)	豊見山 恵栄〃
〃(8〃)	棚原 芳樹〃	〃(24〃)	富永 元順〃
〃(9〃)	前川 尚誼〃	〃(25〃)	富浜 浩〃
〃(10〃)	與那嶺 誓雄〃	〃(26〃)	下地 秀一〃
〃(11〃)	山里 雅彦〃	〃(27〃)	下地 明〃
〃(12〃)	池間 豊〃	〃(28〃)	池間 雅昭〃

◎欠席議員(1名)

議員(1番) 友利 恵一君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮君	建設部長	宮國 泰男君
副市長	下地 学〃	城辺支所長	平良 光成〃
総務部長	宮川 耕次〃	総務課長	伊良部 平師〃
企画政策部長	久貝 智子〃	財政課長	石原 智男〃
福祉保健部長	譜久村 基嗣〃	企画調整課長	下地 信男〃
経済部長	上地 廣敏〃	農村総合整備課長	仲間 成幸〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長 喜屋武 重三君 議事係 仲間 清人君
 次長 荷川取 辰美〃 庶務係長 友利 毅彦〃
 補佐兼議事係長 前里 安男〃

◎議長（下地 智君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりでございます。

当局から提出されました資料を検討する時間が必要のため、しばらく休憩をいたします。

（休憩＝午前10時01分）

再開いたします。

（再開＝午前10時09分）

◎眞榮城徳彦君

経済部長にお聞きしますが、今出された資料は宮古島市経済部農村総合整備課になっていますね。上地部長は、この資料の中身、これはですね、間違いなくもうこれ以外に何もないと、本物ですという証明をしてください。

◎経済部長（上地廣敏君）

きのうの本会議で宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会に提出された資料を議員に資料として提出をしてもらいたいというふうなことがございました。したがって、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会を立ち上げたときに農村総合整備課としてつくった資料をですね、今日平成15年度と実績報告書のコピーを提出してありますけれども、きのう配付しました平成18年度、平成19年度にかかわる工事についての分とあわせて提出しております。これは、農村総合整備課に保管されている資料のコピーに間違いはございません。ただ、これ以外に資料はありませんかというご質問でありますけれども、資料というとらえ方についてはいろいろあると思いますが、議員に配付している資料はこの宮原地区のほ場整備工事、あるいは委託にかかわる分についてですね、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会に出したものをそのままコピーをして議員にもお上げしているということであります。

◎眞榮城徳彦君

じゃ、部長、今もらった資料以外には、あなたはこれ以外の、例えば検査調書あるいは工事検査復命書、これ出されたものでありますけれども、同じ検査調書、復命書、これ以外のものはないですね。あなたは見たことないですね。名前が違っているものはないですか。

◎経済部長（上地廣敏君）

この検査調書、復命書はですね、部分払いのときに農村総合整備課の担当職員が検査をしたもの、それから完成時に財政課の検査職員が検査をしたもの、この二通りあると思います。

◎眞榮城徳彦君

二通り。じゃ、何で、二通りあったら二通り出してもらえないですか。

◎経済部長（上地廣敏君）

これ実績報告書に添付されていると思いますが、今日配付した実績報告書のつづりの中にですね。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時12分）

再開いたします。

（再開＝午前10時14分）

◎眞榮城徳彦君

この検査調書、それから検査復命書、検査員の名前がそれぞれ違いますね。それもう少し説明してもらえますか。この資料が2枚あると思います。

◎経済部長（上地廣敏君）

私が把握している範囲内では、工事の部分払いについては主管課のほうで検査をし、それから完成時に財政課の検査班の方が検査をするというふうなことを聞いております。

（「最後の質問ですから、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時15分）

再開いたします。

（再開＝午前11時01分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議を1時半から再開したいと思います。休憩いたします。

（休憩＝午前11時01分）

再開いたします。

（再開＝午後1時36分）

暫時休憩いたします。

（休憩＝午後1時36分）

再開いたします。

（再開＝午後3時49分）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後3時49分）

再開いたします。

（再開＝午後4時20分）

午前に引き続き、宮原地区ほ場整備工事における不正支出に係る市長の説明に関し質疑があれば発言を許します。

◎池間雅昭君

この案件につきまして、市長にお伺いをいたしたいと思います。

きのうの質疑の中でも、市長は非常にゆゆしき問題であるというふうな形ですね、謝罪をしているわけでありますけれども、これまでの経過を、聞き取り等を見ました場合ですね、この件は現段階ではいわ

ゆる担当職員による公文書の虚偽記載及びその行使ですね。さらには、補助金適正化法の違反と。それに加えてですね、いわゆる工事も行っていないのに補助金を国からだまし取って業者に支払ったという実態が明るみに出てきたというふうに思っております。言いかえれば職員の起案した文書に対してトップである市長みずから決裁をしているわけですから、やはり市長の責任は免れないというふうに思います。言いかえればですね、市長をトップとしたまさに行政の組織ぐるみの違法行為だと言えます。もう一つつけ加えるならば、行政と業者が共謀して不正に補助金の取得をしたというふうには言わざるを得ないと思っておりますけれども、市長、これについてのご見解を賜ります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

もちろん決裁印を押してありますから、決裁印を押した者はそれぞれに応分の責任はあると思っております。組織ぐるみとこれを言うのかどうか分かりませんが、それぞれの決裁印を押した者はそれなりの責任があると思っております。また、業者との癒着があるかどうかということについては、宮原地区は場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会にてたゞいま調査中でございます。

（「答弁になっておりません。休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 4 時 22 分）

再開いたします。

（再開＝午後 4 時 23 分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

職員がどの段階まで今回の不正についてわかっていたのか、それを現在調査中であります。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 4 時 23 分）

再開いたします。

（再開＝午後 4 時 24 分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

先程も答弁しましたが、決裁印を押した者にはそれぞれの応分の責任があると感じています。

◎池間雅昭君

市長ですね、市長はみずからの弁明書ですか、その中にもですね、書いてあるんですよ、市長コメントの中にね。不正に工事が終わっていないのに終わったというふうな虚偽の申告をして、これご存じですよ、市長。虚偽の申告をして、それに基づいて補助金を不正に市がもらって、さらに工事をやっていない業者に市が不正に金を支払っていることの流れのこと言っているんですよ。まさに行政と業者が共謀して補助金を不正に取得したというふうには言わざるを得ないんじゃないですかと言っているんです、私は。事実の経過からしてですね、市長、この県に対する実績報告の中でもって、検査調書もですね、すべてうそ

だと。工事はまだ終わっていないのに工事は済みました、立派にできました、工事完了をちゃんと検査係が報告しているわけですね。工事も行っていないのに工事が終わりました、虚偽の申告をして補助金をもらった、その上に、私はその工事もししていないのに金をもらうという業者もおかしいと思うんですよ。だから、その中には行政と業者の間でね、共謀でやったとしか思えないんですよ。共謀して不正に補助金を取得したと、悪い言葉で言えばだまし取ったというふうな状況が、今日のこの宮原地区ほ場整備工事の大きな犯罪行為なんです。私はですね、市長ね、こういうものが何遍も何遍も繰り返される。下崎地区の問題からしても、それからパイナガマの公園の問題にしてもですね、そういうふうなことが繰り返されているにもかかわらず、またまた今回は補助金適正化法に違反するような行為がなされると。この補助金が返還されるに当たってですね、市長、された場合、だれが責任とりますか、この返還の補助金については。皆さんは工事はもう立派に完成しましたということで県にも国にも報告していますね。この返還される補助金については、だれが責任持って市民に還元するんですか。業者から取れるんですか。先程当時の経済部長が業者から取るというふうに話しておりますけども、皆さんは工事完了というふうにして検査も済んでいます。業者からもらえます、取り返します、このお金というのは。この件と補助金返還になった場合の責任の所在ははっきりと答弁してください。

◎市長（伊志嶺 亮君）

不正があったという報告を私が受けたのが今月の13日です。ですから、その時点で調査委員会を立ち上げるように指示しました。それから、調査の中でこれが明らかになってくると思います。

（「もう一つ質問」の声あり）

◎議長（下地 智君）

市長、業者からお金取り返せるかという質問。

◎市長（伊志嶺 亮君）

業者からお金を取り返せるかというご質問でしょうか。その件については、今当の業者が持っている事業があると聞いておるので、それを差し押さえることができると聞いております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時29分）

再開いたします。

（再開＝午後4時31分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

今、県にこういうことが起きたという口頭で報告をしてあります。これから県といろいろ調整があります。この補助金返還がもしあるとしたら、この額とかそういうものについてはこれから県と国と調整をしてみなければならぬと考えております。だれが責任とるかということですけども、それはもちろん市長の私をトップとした宮古島市です。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 4 時32分)

再開いたします。

(再開＝午後 4 時32分)

◎池間雅昭君

じゃ、市長ね、皆さんは工事完了届を受理して、検査もして、はい、皆さん立派に工事終わりましたと出したわけでしょう。そういう検査も済んで、工事を立派に終わらせたというふうにやっている業者からどういう法律に基づいてとるんですか。冗談じゃないよ。自分たちで検査をして、立派に工事終わりましたというふうな企業からお金取り返すんですか。

(「どういう法律ですかね」の声あり)

これは、法的根拠を示してください。

それと、上野の道路の問題もそうですけどもね、裁判所から差し押さえの通知が来ているお金も、市長のミスで払って、結果として市民の税金から損害を与えている。これ取られたわけですから。それも含めて、今回はまさに補助金の不正受給ですから、国、県からの。まして業者が請求書出したと。当然皆さんは工事完了しましたというふうな検査を終えたわけですから、業者が請求書出したらこれ払わんといかんでしょう。そこにですね、市と、行政側と業者との間にね、お互いに共謀してですよ、不正に補助金を受給したというふうな言われても仕方がないですよ。ですから、やはりこの問題については、補助金適正化法に違反したこれも刑事罰です。それから、公文書偽造、その行使、そして行政と業者の共謀による補助金の詐取、そう言われても仕方ないんじゃないですか、市長。やはり我々議会はですね、こういったことは絶対に許してはいけないと思います。まさに行政と業者のなれ合いじゃないですか。そういうことがまかり通るようでは、市民に対して本当に申しわけない。ですから、市長ですね、私のこの指摘に対して市長のご見解賜りたいし、それとあと議員の皆さん方にはですね、ぜひともこの件については議会の議決をもって告発をすべきだということをですね、議員の皆さん方には訴えたいというふうに思います。市長、ご答弁お願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

昨日もコメントを申し上げましたとおり、不正が行われたのは事実です。ですから、この件に関しては市民の皆様にも、それから議会の皆様にも深くおわびを申し上げますし、また国や県にもご迷惑をおかけしましたので、深く陳謝するところであります。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 4 時37分)

再開いたします。

(再開＝午後 4 時37分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

業者は工事を行わないでお金をもらったわけですから、不当利得であると思います。

(「いやいや、そうじゃなくて完成届も……」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後4時37分)

再開いたします。

(再開=午後4時39分)

◎建設部長(宮國泰男君)

8月の8日にそういう不正なことがあったということの報告を受けまして、現在というか、施工した業者さん、この方とお会いをいたしました。これが8月15日の午後1時でございます。そういう中で返還分が幾らになるかはわからないんだけど、工事金を早急に精査するので、その準備をしてもらいたいということをして、その業者さんとしては返還できるように努力をするというようなことでそのときは終わっておりますんで、その精査した工事金、そういうものをですね、きちっと検討、協議の上でどれだけ未竣工があるという中で返還する工事金はどれだけだと、そういうことが確定……

(「部長、部長、法的に聞いているんだよ、法的根拠」
の声あり)

◎建設部長(宮國泰男君)

ですから、その法的に云々という部分につきましては、先程市長は不当利得に当たるのではないかとということもおっしゃいましたけども、それ以前に業者さんは自主的に返納するという意思是示しておりますんで、今後そういう形で調整をしていきたいというふうに思っております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後4時40分)

再開いたします。

(再開=午後4時46分)

◎建設部長(宮國泰男君)

ただいまのところその業者さんからは、自分ができるもの何かということで自主的に返還をするための相談をしております。そのことのほかにですね、法的にどのような形で取れるかという部分については、まだきちっとした私ども調査はしてございません。ただ、不当利得というのがあるのではないかとというようなことも予想されますけども、今後そのことにつきましてはきちっと調査をいたしまして、法的にできるものがあればそのような対応をしたいと、そのように思います。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後4時47分)

再開いたします。

(再開＝午後4時50分)

◎副市長（下地 学君）

どういう法的根拠に基づいて業者から工事費の回収をするかという質問なんですが、今適切にこういう法的根拠に基づいてということは答弁できませんので、もうちょっと時間いただいて、いろいろ研究して適切な対応をしていきたいと考えております。

(議員の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後4時51分)

再開いたします。

(再開＝午後4時53分)

◎新城啓世君

これは副市長にお伺いいたしますけども、問題の請負業者がですね、契約段階では城辺在と。途中で平良久貝になっているわけですよ、代表者も変更になりましてね。このいきさつについてのご説明をお願いします。よろしいですか。この名前を言っちゃいけないよね。契約のときには城辺在の社長は女の方。一月半ぐらい後で平良久貝在の社長に代表者もかわったと。これについてのいきさつをご存じでしたらこれも答弁いただきたいと思います。

もう一つは、先程から問題になっていますこの業者がですね、パイナガマで今工事をしているというんですね。じゃ、この請負金額、そしてこの業者が指名を受けるための要件を満たしているかどうか。

(議員の声あり)

はい。実はここにですね、宮古島市建設工事指名競争入札参加資格指名停止基準というのがあるんですよ。これに触れないかどうかです、この業者がですよ。2点、まずその辺を伺いたいと思います。

◎副市長（下地 学君）

工事を受注した企業が工事契約の段階では城辺にあったけど、一月くらいして平良久貝に移っているけど、これはどういうことかということなんですが、これは以前はですね、議員の皆さんにお配りしてある資料の中にもあるけど、指名通知をきのうもらっていると思いますね、資料に。以前は、この社長は下地さつきという方でしたんです。平成19年の2月に今の社長名で変更届が出されて、久貝に移ってきていると。いわゆる代表者がかわったということになっております。

それと、パイナガマの工事をしているけど、その資格要件満たしているかということなんですが、建設工事指名業者選定委員会では工事の規模によってどのランクの業者をとということですので、その条件は満たしているから指名があったと思います。

◎新城啓世君

なぜ城辺在の下地さつきさんという代表者の会社が久貝に移って、代表者もかわったかという理由については、述べていただけないでしょうか。

もう一つは、この指名の停止基準とありまして、いわゆるこの会社は今問題になっている工事費の不正受給ですよ。そうですね。そうですね。

(「そうです」の声あり)

それからするとですね、工事もしないでお金を受け取ったというふうな会社ですか。そうですね。違いますか。間違ったらごめんなさいね。もしそうだとすればですね、ここに宮古島市の建設工事指名競争入札参加資格指名停止基準というのがあります、その中に契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正な行為をした者、これは3カ月以上12カ月以内の指名停止期間なんですね。いっぱいありますけど、もう一つはね、法令に違反し、建設業者として不相当であると認められた者、これも12カ月以内の停止期間というのがあるわけですよ、宮古島市のこの建設工事指名競争入札参加資格指名停止基準にね。ですから、これには触れないのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、ちょっと気になりますけども、この会社が副市長と縁故関係があるというふうな話があります。これについて真実かどうか。

さらにもう一つは、市長が先程の答弁、池間雅昭議員に対する答弁で、この業者の今持っているパイナガマの工事の請負金を差し押さえというふうな話をされましたけれども、この差し押さえできる根拠ね、話されましたよね。さらには、不当利得だというふうな指摘もされましたけれども、不当利得の根拠、これについてお答えいただきたいと思います。

◎副市長（下地 学君）

工事を受注した企業が私の身内かということなんですが、身内であることは事実です。

それと、工事費の差し押さえの質問なんですが、これは差し押さえじゃなくして、これ公共工事ですので、一応工事が完了したら当然工事費は支払って、その後に工事費をもって返還してもらうということを先程前経済部長が答弁しているとおりであります。

◎建設部長（宮國泰男君）

まず、パイナガマの公園工事はですね、平成20年の5月22日からの契約でございます。今のこの不祥事ですね、私どもが知って動き出したのは8月8日でありますから、その時点でそういうものがあったということは承知しておりませんで、そのときの建設工事指名業者選定委員会においては問題がないという形でされたもんだというふうに思っております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後5時01分)

再開いたします。

(再開＝午後5時01分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

業者は実際には工事をしておりません。工事をしていない者が工事代金を得るとするのは、不当利得だと考えております。

◎新城啓世君

先程の副市長の答弁の中でご自分の身内だというふうなことを明確に答弁されましたけれども、これは

非常に気になる答弁でございますけれども、そこでこの部長の答弁、指名段階では業者のそういうことについては知らなかったという答弁でございますけれども、現在ですね、そういった指名停止基準に該当する業者が市の工事を請け負っているわけですよ。これはそのまま見過ごすわけですか。そのままもう続行ですか。何らかのペナルティーないですか。要するに法令に違反し、建設業者として不相当であると認められた業者が市の工事を請け負っているわけですよ。しかも、さらにはこれが市幹部の身内となれば、これゆゆしき問題につながりかねないと。そのまま続行ですか、お答えいただきたいと思います。

◎建設部長（宮國泰男君）

工事についてはですね、続行するべきだというふうに思っております。この業者の取り扱いについては、今後の建設工事指名業者選定委員会あるいは今言われている法令に照らし合わせて何らかの対処が必要だというふうに思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 5 時04分）

再開いたします。

（再開＝午後 5 時04分）

◎建設部長（宮國泰男君）

今の業者はBランクの業者ですけども、それがどういう形できちっとした形がされているかというものに関しましてはですね、今私資料を持ち合わせておりません。そういうことで今そのことについてはお答えすることはできませんので、よろしくお願いします。

◎下地 明君

市長にお聞きしたいと思います。質問の内容については、池間雅昭議員、そして新城啓世議員、大体ほとんど似ております。先程も担当職員を呼んでいろいろ担当職員の答弁を聞いておりましたけども、たしか2人の職員の方はもう間違いなくもうあれもしない、全く工事もやってもいないのにやっておりますということで、また検査員も業者を信頼して、恐らく完成してもらおうであろうということで検査証も発行したというふうなことで、全くもう、きのうも私は申し上げましたけども、これは恐らく、国内にもあるかどうかわかりませんが、県内にはこのようなもうでたらめな、このような事件はないと思うんですよ。これはもう前代未聞の事件であるときのうも申し上げました。そういったことで、市長にはきのう僕は再三申し上げましたけども、こういうふうに明らかになって、工事はやっていないのに業者にお金を支払った、もちろん検査証も発行した、職員がはっきり、まだ工事はやっていないけども、発行したとさっきのお聞きしたときに答弁しているんですよ。

そこでですね、私だけじゃなくして他の議員の皆様は、職員のこういうふうな仕事に対してだれがじゃ最終的に責任とるか、特にそこを聞きたいと思うんですよ。そこで私が思うに、これは当然さっきのこれはファクスなんですけども、職員の責任は市長がとるので、市長が答弁するべきというふうなことでさっきのファクス、これ県ですか、これの中にもありますけども、これは市長がね、この問題に対して、きのうはこのここのいっばいの書類はまだもらっていない段階でありましたので、いろいろ今調査中であり、調

査してその中で結果が出た後に自分も市長としての責任はとると。どういうふうなとり方するというふうな答弁じゃないけれども、そういうふうな答弁だったと私は記憶しておりますが、あえてお聞きしたいと思いますけども、市長はですね、これ普通の事務ミスでしたら、人間だからたまにはこれ間違いは起こると私は思うんですよ、事務ミスでしたらね。同情の気持ちもあります、本当に。しかし、これはもう何もない、何もやらなかった工事に対して検査終わったというふうなことでもうお金も支払っているわけでありまして、補助金返還という、今さっきの池間雅昭議員からいろいろこういう指摘しました。あえて申し上げますが、市長はですね、これはもう調査はしなくても明るみに結果は一応出ているんですよ。こういうふうなことに對して、市長はこれまでも何十回となく責任はとります、給料の何十%か何カ月というふうにこれまでも一応は責任の所在についてはとってきておりますが、事がこの問題に対してはね、市長、この給与の削減とか、そういうふうなあれではおさまらないと私思いますけども、市長はどのようにお考えですかね。

◎市長（伊志嶺 亮君）

きのうから申し上げておりますように、これは単なる事務ミスで片づけられる問題ではない重大な不正だと思っております。ですから、最終責任者は私ですので、私はこれから調査をいろいろ進めて、その上で自分で身の処し方については考えていきたいと、そのように思っています。

◎下地 明君

市長、きのうと全く同じような答弁でありますけどもですね、今回のこの補助金のもちろん返還ももう当然あり得ると思えます。この返還だけで済むわけじゃ私はないと思うんですよ。宮古島はね、もう市長はエコアイランド構想を宣言して、非常に国に対してこういうふうなエコアイランド構想などを見せて、どうしても手を挙げて、10市の中にも入っているというふうな情報も入っております。非常に明るい状況下であって、このようなもう大変な不祥事が起きているわけです。これは、今補助金返還だけじゃなくて、今後の事業導入に当たってもね、非常に影響が大だと思えますよ。今、市長は1週間前ぐらいですか、伊良部への地下ダムの工事の要請行動も参りましたですよ。この地下ダムの工事とは全く関係ないではないけども、直接はないかもしれませんが、しかし今後ですね、基盤整備事業をどんどん推し進めてこれからの農業の基盤を固めるためには基盤整備事業を当然、畑かん事業を導入しなきゃならないと私も議会の場で何十回となく取り上げてまいっておりますし、こういうふうな同事業でありますので、この事業導入に当たって要請行動する担当職員が県か国へ行った場合ですね、今までどおりそれらの要請行動の結果が、実が本当に結ぶかどうか、一応今後の事業導入に当たってこれは大変な問題なんですよ。今度の補助金返還だけじゃなくてですね、今後のこの基盤整備事業に対して非常にこれがもう宮古島市にとってはもう不利益に、大変な不利益なんですよ。だから、市長はですね、きのうと全く同じような答弁やっておりますが、ただごとじゃないですよ、これ。ただ、市長はですね、私は正直申し上げて、市長をおやめになりなさいとか、そういうふうな言葉はあえて使いませんが、これはですね、もうこのぐらいの大事な問題じゃないかなと。私は一応申し上げているんですけども、私はこれは市長ですね、これは私は正直言って、おやめになりなさいと、こういうふうには言えませんが、このぐらいに値するんじゃないかと。値すると思えますので、市長ですね、もう一度ですね、この重大な不祥事だと市長は答弁しておりますので、今までどおりの報酬カットでは通りませんじゃないかなとでも答弁してください。

◎市長（伊志嶺 亮君）

確かに下地明議員のおっしゃるとおり、単なる補助金返還だけで済む問題でなくて、県や国との信頼関係が大きく失われて、これからの畑かん事業とかそのものに影響がないとは言えないと思っております。それだけ重大な事案だと思っておりますので、私もしっかりとこれから調査を進めまして、私自身の身の処し方については考えていきたいと、そのように思っております。

◎下地 明君

本当にもう今市長が、国、県との信頼関係ももう本当に大変だろうというふうな答弁でありまして、自分の責任はもちろん自分でしか、だれも取ることでできないですね。市長は宮古島市を預かっているトップでございますので、宮古島市がこのように今後においても、この今の問題だけじゃなくて、今後においても相当尾を引いて責任があるわけなんです。尾を引いて責任を持つぐらいのこの重大な事件が発生したわけですから、今のものが済むだけじゃなくして、未来についても宮古島市にとっては大変なこれはもう不利益でありますので、市長ですね、私はきのうも申し上げました。市長は非常に心優しいんですね。だけど、優しいだけで立派な行政はできません、心優しいだけでは。だから、市民のために、市民の発展のために市長は頑張りたいと市長になっているわけですから、市長ですね、市民に不利益を与えるぐらいでしたら私はやめてもいいというぐらいな決意は市長、言ってもいいと思いますよ。あえて3回目ですので、強調しますけども、そのぐらいのですね、やめると言わなくても、とにかくさっき申し上げたとおり報酬削減にはとまらないぞ、というぐらいの答弁をお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

ただいまの下地明議員のお考えを踏まえて、しっかりと身の処し方をこれから考えてまいります。

◎新里 聰君

私も何点かお伺いしたいと思いますが、先程職員の説明を受けました。その中でいわゆる3,800万円余の変更契約、これが随契になっていることについてですね、整備係と業務係と協議をして決めたという説明の仕方しております。この3,800万円余という多額な工事金についてですね、果たして職員だけで協議をしてできるものなのかどうか。そのときに当時、担当課長はもうここにはいらっしゃいませんが、それが起案されて決裁に来るときですね、担当部長あるいは建設工事指名業者選定委員会の委員長でもある副市長、どういう思いでこれに決裁をされたのか。要するに本来であれば、これだけの金額であれば、別件で業者を指名して入札に付すると。いわゆる建設工事指名業者選定委員会の委員長である副市長の職務です、本来であれば。しかし、そういうものが職員だけで協議をしてなされたということですから、それについての見解を部長にも副市長にもお伺いしたいと思います。

もう一つはですね、この事の発端はこれ平成15年度の設計によるというふうに思いますが、報道されていることからしても図面が納品された、納品されていないというようなことになっておりますが、実際にはその完成図書というのは納品されているのか、いないのか、このことをはっきりしていただきたいと思っております。納品されたとすれば、その後市町村合併してその書類が飛んだと、探せないというのであれば、この業者にあっては必ずその図面の控えとか、そういうものがあるはずで。そしたらそういったものを請求すれば速やかに出されてくると思うんですが、それはあるのかどうか。そういうことの確認はされているのかどうか。

これがもし図面作成して納品されていないのに、提出されている資料にはもう全部納品したと、合格したということで完結しているんですが、これは金も支払われているわけですから、今のその工事代金みたいに実際にはされていないのを金が払われたということになるわけで、この辺についてもどういう認識でいるのか、実際にはどうだったかということについてお伺いしたいと思います。

それと、市長についてはですね、その市長コメントにもありますけども、事務ミスだけでは済まされないというようなことですが、これはもうこの事件を見た途端に、直観的に、私個人にすればこれは刑事事件だという認識を持っているんですけども、市長はこの件についてはどういう認識か。これ何も調査しなくてもですね、工事をされていないのに金を払われた、国、県から詐欺みみたいな形で補助金を取ったということはもう事実であるわけですから、刑事事件としてもう十分成り立つわけですよ。僕はそういうふうに感じております。市長はこの件についてどういう認識を持っているのか。

あと1点はですね、先程来補助金を返還するんだどうのという話がありますけども、今ちょっと答弁にもありましたんですが、こんな軽はずみでまた補助金の返還と。そしたら今採択されているこの宮原地区の事業が採択取り消し、もうここにはこの事業できませんとなったらその地域の方々どうなるんですか。もしそうなったとするときの、ですから単に、簡単に幾ら幾らだから計算をして、はい、幾ら返還しますよということだけで済む問題じゃないと思うんですよ。それについての市長の考え方、これについてもお伺いしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

これが刑事事件に当たるかどうかは、ちょっとこの詳細を弁護士に連絡して、それでお聞きしたいと思っております。

◎副市長（下地 学君）

随契についてどう思うかということなんですが、建設工事指名業者選定委員会の主な任務は業者の指名選定が主な任務で、入札、契約等については直接管理をせずに、これは担当課、担当部を中心にして対応しております。ただ、決裁したという部分については、副市長として決裁したということについては責任を感じております。

◎建設部長（宮國泰男君）

先程業務係と整備係が協議をして随意契約を行ったと。その上での決裁を私もしてございます。印鑑を押しているわけでありますから、当然その責任は重大だというふうに思っております。もっとこれが早く対応できておればなというふうな思いでありますけども、押したということに関しては事実でありますから、その責任は重大であるというふうに思います。

次に、補助金返還の件でございますけども、ただいま県の方と協議をするための準備をしております。そういう中でどのような対応ができるか、これはやはりこれからの分限のあり方、あるいはその補助金をどうお返しするか、このあたりでですね、こちら誠意を持って県と国に伝えていく中で、農家の方には罪はないわけですから、その辺をしっかりとした形でお願いをしながら対応しなきゃいけない、そのように思っております。

◎議長（下地 智君）

しばらく休憩します。

(休憩＝午後5時24分)

再開いたします。

(再開＝午後5時25分)

◎副市長（下地 学君）

設計時の成果品の納入についてなんですが、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会で調査の過程で把握しているのは、いわゆるほ場整備事業の中のこの土地改良にかかわるほ場整備の部分については、一部成果品が納入されていると。ところが、かん排事業については成果品は納入されていないと、こういうことを今の段階では把握しております。

◎新里 聰君

そうしますと、この委託業務というのは、ほ場整備分、かん排事業分も含まれた委託業務だというふうに思っているんですが、皆さんは委託業務検査通知書とか、もうすべて書類はでき上がったと、納品書もちゃんと引き取りましたというふうになっているわけでしょう。ということは、このこと自体も今の工事費みたいに工事が完了していないものについてもう金を支払ってあるということになるんですね。ですから、そうでないというのであれば、その業者がその設計したというのであれば控えがあるはずですよ。何でそれ請求しないんですか。請求しても出さないというのは、つくっていないということになるわけでしょう。ということは、皆さんがつくられた資料、もう平成15年度の時点から虚偽ということになるんですね、設計の段階から。業者のほうは今の時点でどういう形で納品可能なのかどうか、その辺については業者については今の時点、調査の段階でどこまでいっているのかを説明いただきたいと思います。

それとですよ、その3,800万円というものについて、これ担当者だけでやって、決裁上げていってそのまま印鑑決裁するんですか。決裁が上がってくる時点で部長にあっても、課長の時点からだと思んですが、これは別発注で入札しなさいという指導になるんじゃないですか。さっき副市長の説明があった身内であるということでありましたんですが、そういうものの私情が絡んでそのままストレートに印鑑押したんですか。そこら辺をもう少しはっきりしていただきたいと思います。普通そういうことは絶対にあり得ないと思うんですね。これだけの金額を担当職員だけで協議をして、決裁お願いしますでそれが通る、そういう僕は組織じゃないというふうに見ているんですけども、そのこのところを、それを見ても何とも感じないで決裁したのか。決裁したこと自体は悪いとそれは言っておられますけども、その時点で指導すべきことなんですよ。それがその時点で指導できなかったということについて、もう一度説明してください。

その補助金返還ですけども、一番の被害者はあの地域の方々ですよ。皆さんが県と調整して金額はじき出して、はい、幾ら幾ら返還します、その分については例えば業者から金取りましたとなったとしても、果たしてこの事業があの地区で今後できるのかどうかということなんですよ。これは、市長、それこそ市長の重大な責任問題だと思いますよ。その地域の人が何か既にハウスなども建てられているようですが、つくっても水が出なければ何の使い道もありません。そのことを決裁したのが悪いだけじゃなくて、どういう形で責任をとるかということをやっぱりこれ市長のほうで再度説明求めて僕の質疑は終わりたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

未完成の工事によって地域の住民が不自由をするということは事実ですので、これは担当課、担当部と話し合いながら、どういう手当てができるか考えていきたいと思えます。

◎副市長（下地 学君）

1つには、この設計図の納品についての問題なんですけど、先程答弁したとおりほ場整備事業の中の一部、いわゆるほ場整備については、一部は成果品が納入されているけど、かん排についてはされていないと。そして、業務を委託したコンサルタントの責任者について宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会で聞き取りをしたけど、この原本等の写しは自分らのところにもないというようなことでありました。

もう一点は、その決裁の件なんですけど、この決裁が上がってきた段階でどうして指導しなかったかということなんですけど、この随契の総予算枠のどの何%だということが、これは私の認識が足りなかったということであって、そういう意味ではこの決裁の責任が重いものがあると、こういうふうにとめております。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時33分）

再開いたします。

（再開＝午後5時36分）

◎池間健榮君

先程来ですね、補助金返還にこだわってですね、その施工業者から工事金を返還させるような話をされていますけれども、じゃ今後ですね、あの補助事業の中のかん排事業はもうやらないんですか。新たにまた発注して継続するんですか。ただ今、施工していない業者から返還をして、それを国に返すと言っていますけれども、じゃ採択時に行われたあの事業は今後農家の同意率も含めて、今後清算金の部分もあって、農家のためにやるべきあの事業をですね、みずからやめるとということなんですか。続けるということなんですか。特に新しい経済部長下地地区の出身ですから、一番水の必要なことはわかつてお思いますよ、農家の痛みは。新しい部長、今後続けていくつもりですか、やめるんですか、ちょっとその点についてお願いしますよ。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、今回の事件のですね、事の成り行きをすべて県、国に報告をいたします。その状況を見て、今後の対処方針としてどのようにしていけばいいのかですね、これは当然農家の皆さんにも謝罪をしなければなりませんし、今回このような事態に至った経緯についてもきちっと説明をしなければならないと思っております。そのようなことをした上で、今後については県、国のほうにですね、ご相談を申し上げて指導を仰いでいきたいというふうに、できるだけ農家の皆さんが不利益をこうむらないような形で対応してまいりたいというふうに考えております。

◎池間健榮君

私はですね、農家の痛みを知っていればこういう答弁になると思うんですよ。あの事業は、農家のため

の事業なんですよ。補助金を返還するから業者から金取って返せなどというその程度の議論でですね、市民不在の議論をしてほしくない。しっかりと農家のために、今度も干ばつということで専決処分して農家のために頑張っていらっしゃるんじゃないですか。今後しっかりとペナルティーをなるべく少なくするように努力してですね、農家のためにぜひとも事業継続を進めてください。このことが市民に対するサービスですよ、市長。

それとですね、継続するんであれば早目にそのコンサル業務を請け負った実施設計、特にかん排の部分の実施設計、今納品されていないような話をされていますけれども、しかし新里聰議員の話によればこれも補助金の不正受給になりますよね、このコンサルは。これ議長の兄弟の会社ですよ、議長の。なぜこの業者が今度は……

（「前だよ、前」の声あり）

前、前。どうも失礼しました。大変失礼しました。前議長の兄弟の会社ですよ。なぜその業者が今度はパイナガマ公園をまた請け負っているんですか。これ事実ですよ。この点について答弁を求めます。パイナガマ公園の設計業務委託しておりますよね。これも当然これは、以前から成果品が出ていないは知っているわけですから、先程新城啓世議員が言ったいわゆる条例、それに抵触するようなことになりますけれども、私はそのことを責任を感じて前議長はやめたと思っておりますから、そのことをしっかりと答弁をいただきたい。

次に、決裁のことなんですよけれども、これも新里聰議員が話をしております。ここにですね、第2回目の3,800万円の変更契約の伺い書があります。職員はですね、こうやって変更協議をしてよろしいですかと、部長、副市長、あなたたちに伺いを立てて、よろしいという指示を得て、決裁をもらって次の段階に移るんです。そして、次にですね、また上司の指示、決裁をもらってしか契約書は締結できないんです。一職員が、起案者が勝手に契約は締結できないんです。常に起案者は、変更協議してよろしいですか、これは入札に付すんですか、随契にするんですかという最終的な指示、決裁は上司がやるわけですね。これを決裁と我々は思っておりますから。それと違った決裁の方法があるんであれば、すべて起案者が、業者までも金額までもすべてこれを勝手に一人で決定をして、印鑑を押して、その後上司に印鑑をもらいに行くのか、すべてこれは一職員でできるのかどうか、旧平良市、宮古島市の決裁はそうなっているのか、それだけ起案者に権限が与えられているのか、この点について答弁してください。お願いします。

◎建設部長（宮國泰男君）

パイナガマ公園の委託業者、これがだれかということですが、今のは場整備事業の委託事業、これを請け負った業者と同じ業者であります。これについては新城啓世議員にもお答えしましたけども、8月8日の段階でこういう事情を知ったわけですから、その対応というのはきちっとした法令に照らし合わせて対応すべきだというふうに思っております。

あと、起案者にすべての権限があるのかということで、その決裁というのはその中で指示するのではないのかということもございますけども、最初のやはり起案は下から上がってくるわけですから、当然起案はいたしますけども、それをもって上司が判断をし、事業を進めていくというのはそのとおりでございます。この決裁をした私どもとしてはやはりその見合った責任はあるというふうに思っております。

◎池間健榮君

やはりこれはですね、今後パイナガマの工事もすべてその宮原ほ場の業者と同じなんですね。宮原のこのほ場整備、今問題になってる、成果品も出ていないという業者が今パイナガマ公園のまた仕事をさせていると。そういうことを続けていますとですね、それは市民は納得いかないですよ。それが前議長の兄弟の会社だそうですが、今指摘されているように人の会社がつぶれたからそれをとって、名前を変えて今の社長名義になったという副市長の会社の会社とかね、市民はですね、こういうことは納得しないんです。そして、部長おっしゃったように、一職員が勝手に3,800万円の随契にするとか、これを引き続き指名にするのか、入札に付すのか、随契して業者に渡すのか、そんなこと一起案者である職員にできない。そのために起案書があり、伺い書があり、決裁というのがあるんですよ。最終的に指示、決裁することによって成立するわけです。それができるのは一部の責任者は部長であり、副市長なんですよ。部下を信じて決裁した市長、強くは申し上げませんでしたけどもね、下地明議員がやめる、やめないの話をしておりますから、市長はしっかりとその部分を検討してくださいよ。

最後になりますけども、ここに告発状があります。これは、弁護士に委任してある例の、弁護士のお二方に今警察がとって捜査を始めようという告発状ですよ。これは背任罪ですよ、パイナガマ公園のね、財産区の。立証方法もね、全部、土地売買契約書、登記簿謄本、通帳の写し、平成19年度組合員への配当金の明細書全部ありますですよ。当然同じように、虚偽公文書作成罪、公文書偽造、これをこうやって3度目の告発になろうかと思えますけれども、偽証罪、背任罪、虚偽公文書作成罪及び同行使、公文書偽造、補助金適正化法違反、これを市長は受けて立ちますのか、それともその前に下地明議員がおっしゃっているようにやめるのか、答弁はできるのであればどうぞしてください。答弁したくなければやらないでいいですから、最後をお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

最近の告発状の中身もよくわかりませんので、それもよく見てから考えます。

◎上地博通君

ちょっとお聞きしたいと思います。これまでの答弁の内容等をいろいろ聞いていますと、もうこれは明らかに法律に違反しているということはわかってきております。そして、今池間健榮議員がおっしゃったように、これを議会が告発するのか、市民がするのかということになっている話をされていますけれども、これはですね、私はこの調査をした結果がですね、もう本当に違反をしているということがわかれば、市当局みずからが職員、業者を告発するのが当たり前だろうと思います。それが自然です。自分たちの知らないところで職員がやったというのであれば、それはもう告発されて当然だということになると思いますので、そう思いますけれども、それを調査して結果が本当に職員、業者もみんな悪いことしたということであれば、市当局は告発する用意があるのかどうなのか、お聞きします、まず。

◎副市長（下地 学君）

かかわったいわゆる担当職員、この事実が判明したらこれ告発するかどうかというご質問なんです、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会できちっと整理して、これが確かに今指摘されているような文書の偽造とか、虚偽の報告とか、こういう事実がですね、判明すればやはりこれも含めて……

（「判明してるじゃないですか」の声あり）

◎副市長（下地 学君）

今、調査の過程ですので、さらに職員の懲戒分限審査委員会もありますので、その委員会の審議等をしてその結果を踏まえて対処してまいります。

◎上地博通君

これはもう本人もみんな認めているわけですよ、自分たちは悪いことをしましたと。先程から、今も話されたように、業者も納品書も出しておりません。図面も出されていないんですよ。これを共謀してやったかどうかというのはもちろんこれから調査に入らっしゃるでしょうけれども、これを調べるためにも市長は告発する義務があると思うんです、私は。これ市民の前に明らかにするためにもね、副市長以下担当した方々全部これを告発して、警察が、司直が調べてですね、この人本当にかかわりがあった、指示がどういうふうにしてあったというのはそれからがわかってくるんですよ。幾ら部内で調べても、これはわからないと思います。だから、これを告発するべきだと本当に思っていますけれども、これ市長にお聞きします。市長はその用意があるのかなのかですね。もうみんな自分たちは悪いことをしましたと言っているわけですから、認めているわけですから、普通でしたらこれは市民に対しても申しわけないと、こんな悪い職員を抱えていた自分が悪かったんで、告発しますというのが当たり前じゃないですか。それどうですか、市長。それやる気はありますか。

◎市長（伊志嶺 亮君）

今、市は宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会で調査をしております。この職員がどの程度の公務員として不適格な仕事をしたのかということは、これから明らかになると思います。懲戒分限審査委員会での審査を経て、それを踏まえて告発するかどうかは決めてまいります。

◎上地博通君

それじゃですね、今の市長の答弁を聞きますと、調査をした結果が本当にもう悪いことをしたというのがわかればですね、告発をすると、これは市長みずから告発をするというふうを受け取っていいですね。これを約束してくださいよ、みんなの前に。市民の前に約束してください。こういうことをやったのは、もう全部悪いことをしたと自分たちも認めているわけですし、調査の結果も悪いことをしたというのがはっきりすれば市長みずから告発をするということを約束してほしいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

もちろん宮古島市で告発しますが、宮古市の長は私ですので、私名で告発することになります。

◎富永元順君

私も先程の上地博通議員の考え方に賛同いたしますけれども、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会をいつまでやって、本当にその結果ですね、市長が答弁したように市長みずから告発するというものですから、いつまでに宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会を終えるのか、それを明言をしていただきたいと思います。

◎副市長（下地 学君）

宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会は、きのうも答弁したとおり、今週いっぱいできるだけまとめたということを報告しましたが、きのう、今日と会期延長ということもあるけど、できるだけ土日を返上してでも今週いっぱいにはまとめたと考えております。

◎議長（下地 智君）

これにて質疑を終わります。

これまでに議決された事件について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして今期臨時会に付議された事件の審議は、これを全部終了いたしました。

平成20年第9回宮古島市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

（閉会＝午後5時55分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成20年8月20日

宮古島市議会

議 長 下 地 智

議 員 佐久本 洋 介

” 豊見山 恵 栄

前副議長 下 地 智